

令和3年度 第3回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時： 2021年（令和3年）11月16日（火）9時30分から正午まで

会 場： 藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室（Web会議）

委 員： 石渡代表、齊藤副代表、加藤委員、石井委員、新城委員、都築委員、
向井委員、伏見委員、松井委員、八十島委員、小川委員、志水委員、
高山委員、佐藤委員、船山委員、冨澤委員、沼井委員、戸高委員、
宮崎委員、露木委員、村松委員、西岡委員

計22名

事務局： 池田福祉部長

子ども家庭課（古澤）

障がい者支援課（須藤、松野、真下、相澤、増田、鎌田、本城、
竹原、多田、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計13名

欠席者： 小野田委員、櫻井委員

傍聴者： 3名

1 開会

- (1) 開会挨拶（事務局：須藤参事）
- (2) 配布資料の確認（事務局：伊原）

2 前回議事録確認（事務局：須藤参事）

修正なしのため確定。

3 議事

（石渡代表）

それでは、議事に入らせていただきます。協議事項ということで、最初に藤沢市の相談支援体制について、資料1について事務局からの説明をお願いいたします。

（事務局：鎌田主査）

協議事項に入る前に、前回会議について宿題が出ていたところの確認をさせていただきます。前回、委員の方から総合相談の窓口について、障がい別の状況を教えてくださいというお話がございました。今年度総合相談が4か所でスタートしており、まだ上半期終わったばかりですが、資料の右の円グラフをご覧ください。はじめに、相談方法別としては、訪問は390件、来所は441件、電話等は2089

件となっています。昨年度からのコロナの影響もあってか、電話のご相談が非常に増えております。昨年度までの約3年間の実績を割合で表示していますが、電話等については3%ほど増えています。もう一つ着目すべき点としては、来所です。今回、市民センターなどに4か所の事業所を配置しており、利便性の向上があったとこちらは理解したいのですが、来所の相談割合が6%から15%に増えています。そういった状況も見取れますので、市民の方々にとって、相談しやすい環境に近づいたのではないかと思います。

続きまして、事業所ごとの令和元年度、2年度、3年度の集計です。総合相談がスタートしてからの状況の変化の確認のため表示をしております。件数そのものよりも、割合でお伝えしたいと思います。かろうそはご覧の通り、精神障がい割合が増えている状況です。ここについては、新型コロナウイルス感染症の影響で電話の対応が精神の方について多くなっている状況が見取れます。おあしすについては、もともと精神を得意としている事業所であり依然として精神の方の割合が多いですが、少しずつ身体障がいの方が2.2%から5.2%に増えております。知的障がいはその分減っている部分がありますが、身体障がいの方の割合が増えています。ふらっとについては、もともとは知的障がい得意な事業所ではありましたが、知的障がいの割合が総合相談がスタートしての半年を見て取ると、74.6%から64.7%と少し下がっております。一方、身障は4.0から5.8%で、精神は17.3%から22.0%に増というところで、その他の障がいの部分が増えております。総合相談窓口の機能に少しずつ近づいてきているということがどの事業所にも言えると思っております。その象徴としては、つむぎが総合相談としてスタートしておりますが、つむぎについては知的が40%で精神が33%、また身障が16.7%というバランスになっています。

(石渡代表)

それでは、協議事項の1番の相談支援体制について事務局から説明させていただきます。

(事務局：鎌田主査)

資料1を用いてお話をさせていただきます。今回この資料をお示ししていることについては、これまでに委員や他の部会の方々、相談支援専門員の方々から、「総合相談や専門相談のそれぞれの機能と役割分担がよくわかりません」という声をいただいておりますので、協議会を通じて、まずは委員の方々、それから市と関係する方々で共通認識を持てれば、というところで、これはあくまでも市民向けではなく、協議会の中で共通認識をもつための資料として作っているものです。市民向けには別途作っていく必要があると思いますが、この場を通じて作り上げていくことで、市内の相談支援体制を委員の方々と一緒に確認が最終的にできるよう、ご用意しました。こちらが、藤沢市における、個別支援を中心とした相談支援体制の仕組みの案です。総合相談の部分と専門相談の部分と基幹相談支援センターという3種類の委託相談支援事業所が市内にできたこととなります。では、それは実際の相談の流れに乗ったときにどのように機能していくのかを示したのが1番上の図にな

ります。相談者である当事者の方、ご家族の方、地域の民生委員の方などが、何か困ったときに、計画相談支援事業所や総合相談支援事業所の方々や、障がい者支援課、子ども家庭課、または市民センターに直接相談をしに行くことがあるかもしれません。そうすると、一次相談として位置づけられていた、今お伝えしたような指定特定や委託の総合相談、関連行政機関、CSW、そういった方々のところで返せれば直接的な支援ということで、そこは戻っていき、その第一段階としての相談者の相談事というのは解決できる。ただ、全てのケースがそういうことばかりではありませんので、ここは、より専門的なことや広域な要素を含んでいる場合、次の段階に進むところで二次相談が出てきます。当然、その相談者の主訴に応じた段階的な相談ということで二次相談が位置付けられますので、ここに入ってくるのは、委託の総合相談支援の方々、その地域の計画相談の方々などが困ったときには支援をするような状況でございます。それから、専門的な知識が必要というところでは、市内にあるリートやチャレンジⅡ、マロニエなどの専門相談支援事業所が二次相談として登場する状況です。更に、専門的な知識だけでは対応が厳しい場合、最終的に基幹相談支援センターの部分や、段階によっては専門相談がそのまま残って二次的なところでそれぞれ関係機関に情報をフィードバックしていくといった、課題の抽出・整理等していきながら、利用者さんに適切な支援が届くように情報をフィードバックしていくという流れを辿っていくというところで、国も「地域の相談は三層構造です。」と言っておりますが、藤沢市もやはり三層構造になっていくと思っております。こういったケースが情報として蓄積をされていくと、地域の課題等が見えてくるはずですので、総合支援協議会を通じて、地域の障がいに関わる課題の解決ができればと思っております。会議体の構造については、総合支援協議会がございしますが、市内会議で考えますと、計画検討委員会、それから差別解消の協議会と連携をとっていきます。更に、市内だけではなく、圏域の湘南東部の自立支援協議会や神奈川県協議会がございしますので、そこについては委員として市が参加する会議もございしますし、今日オブザーバーで参加をいただいている湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターの方も圏域の自立支援協議会の事務局をやっているため、情報共有・情報提供・情報交換もできます。我々藤沢市の範囲の中だけではない情報もこういった形を通じて情報を得て、地域のために情報還元できればと考えております。最後ですが、それぞれの機能と役割については、指定特定相談事業者については、仕事が明確に介護給付、相談支援給付の機能が位置付けられておりますので、基本相談支援と計画相談支援の役割としては、障がいのある方々の相談を基本相談で受けて、サービス利用支援など継続サービス利用支援と言って、計画書の作成やモニタリングの実施をいただいております。委託の総合相談支援事業所については、他のところがやらない訳ではございませんが、ここが主にワンストップ機能を担っていただこうと考えております。役割としてはここに書いた通り、障がい者等に対する相談支援、利用者支援のためのチーム作りの支援をしっかりとしていきます、個別の相談も受けますが、そういったことをさせていただきます。委託の専門相談支援、ここはスーパーバイズと書きまし

たが、別の表現についても今後ご意見いただければと思います。障がい者等及び支援者を対象とした専門領域における相談支援やネットワーク作りなどをやっていきます。基幹相談支援センターについては、スーパーバイズ機能ということで、困難ケースに対する事業所支援と人材育成支援を行うというところです。

続きまして、資料2、計画相談をどのように市内で広めていくのかというところ です。こちらに関しましては、委託相談支援事業所の職員の方々、それから相談支援部会の委員の方々のご意見をまとめたものです。網掛けてある部分が委託相談の方々のご意見で、網掛けの無い部分が、相談支援部会の委員の方々の意見です。今回は事務局で人材に関わるのところ、制度運用、事業運営、最後に啓発の4つに分類しました。先ほども触れましたが、本市の計画相談については、セルフ率が60%という、依然として高い状況が続いております。こういった状況に関して、我々も毎年開催される相談支援専門員の初任者研修には20人、20人を超える年もあったかと思いますが、推薦者を送り出して、ほぼ100%に近い状況で修了者が出ているところです。ただ、昨年度について言えば15人だけではありませんでしたが、追跡調査をしていく中で、今現在相談支援に従事した方々というのは、15人中8人という状況がございます。また、計画作成件数の1人当たりの1か月平均の件数ですが、1.84件というところで、非常に少ない状況だということが今現在分かっております。委員の方々、それから職員の方々からのご意見の中で“人材”に関するものが非常に多いから“人材”に着目して集中的にご意見をいただければと思います。決してそこだけに集中してこの先も事業運営とかお金の面を無視するということではありませんが、とにかく“人”の部分は非常に大事なところだと思っておりますので、本日についてはよろしくお願ひしたいと考えております。今後、市としては、粘り強く初任者研修の推薦者を上げていきます。ただ、先ほどお伝えした通り、終了した方々が単年度をとっても約半分くらいしか現場におらず、抱えている計画に関わっている実際の利用件数も2人いかない状況がございますので、いかに現場に定着していただけるようになるのかも含めまして本日についてはご意見いただければと思います。

(石渡代表)

相談支援体制と人材について皆様のご意見をお願いします。村松委員お願ひいたします。

(村松委員)

人材に関わることです。先ほど相談の内容についての区分け・分類はお示ししていただきましたが、その年齢のグループ別の集計はありますでしょうか。高齢化の中で障がい者が65歳以上になってくると、ケアマネジャーにお世話になることがあります。そうすると、介護支援専門員の方の障がいのプランについての関わりについて、実際にケアマネジャーさんと話をすると、障がい分野をやる必要があるという機運になって来ているかのような話があります。ですので、その辺も含めて

“人材”とすれば相談支援専門員だけではなくて、介護支援専門員の力というのをこの人材問題で取り上げていくほどのスケールになっているのかどうか、その現状

認識をお聞きしたいです。

(石渡代表)

事務局お願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

まず、年齢ごと、何十歳代が何人というお話については、細かくは今現在とっておりません。それをやろうとすると、今支給決定をさせていただいて相談支援がついている方々を一人ひとり洗って、年齢、生年月日などで区分けをしていくという作業を改めてする、という状況があります。65歳以上の方々のお話が先ほどありましたが、県に出している資料の中では、セルフ率が60%に達してしまっているこの状況は、実は、介護保険のケアプランも含めた形で「プランがついている」ということで県は調査をし、我々はそれに対して回答している。つまり純粋に計画相談がついている方と、介護保険のケアプランがついた方を合わせた形で40%くらいになります。ざっくりとした説明になりますが、市内で支給決定をしている方が訳3000人。その内、純粋に計画相談がついているのが1000人弱であり、それに加え、ケアマネジャーがついていたのが200弱だと思います。そういった形で1000人を少し超えるような形にはなっていくというところです。最近では、委員がおっしゃるように、介護保険の分野の方々も障がいの計画相談については、関心があり、必要性をご理解していただいているようで、介護保険のケアマネジャーが相談支援専門員の研修に参加をし、そこから「計画相談の事業所を作ります」「作りました」というところが出てきておりますし、ご相談も出てきているので、少しずつですが、介護保険の分野につきましても少しずつ広まって来ているというところです。

(石渡代表)

今のご説明に関して追加で何かご意見はございますか。

(村松委員)

今、計画相談が1000、ケアマネジャーが200といのは、かなり比率としても高いと思いますので、介護相談員の手を借りていくということを広げていくことは、高齢化の中で重要だという印象を持ちました。

(石渡代表)

他にこの相談支援関連でご意見等はございますか。齊藤副代表お願いします。

(齊藤副代表)

2点です。人材育成に関しては、人材育成をして、その人がその相談の仕事に就くということは、個人の努力で増えるという話ではなく、事業所の人員配置上の問題が大きいと思います。何で相談に人を回せないのかという元々にある事情を少し考慮するべきだと思います。ある程度中堅以上でないと相談支援の仕事はできないと思われるので、現場の中でそういう人を抜いてしまうと、現場が手薄になり、その補充がきかないということが原因で、なかなか相談に回せない、という事情があるところが多いと思います。その点で、相談支援の人材だけではなく、福祉全般の人材をどう増やしていくかの議論も必要だと思いました。もう一点が、今回、資

料1で示していただいたように、18歳以上の障がい者を中心とした相談支援体制を作り上げていこうという形が見えてくるとは思います、やはり、子どもの相談の在り方とか関連・連携をどうするかがもう少し明確になっていく必要があるとも思いました。現在の子どもの相談支援体制がこれで十分なのかという検証も含めて再構築をしていく必要があるのではという意見です。

(石渡代表)

事務局から回答をお願いします。

(事務局：鎌田主査)

イメージ図として、先ほどお見せした資料1にあるような状況で書かせていただきましたが、今回は障がい者支援課で作っているものですので、子どもの分野については、今後子ども家庭課とも相談をしながら必要に応じて付加できるものがあれば表現できればいいと考えております。以上です。

(石渡代表)

齊藤委員は、今のご説明に関して何かございますか。

(齊藤副代表)

意見なので、後ほど検討していただけるような方向性をお願いします。

(石渡代表)

他の委員の方で、今までの相談関連の議論に加えて何かありますでしょうか。高山委員をお願いします。

(高山委員)

資料1のケース対応の一次、二次、三次相談という、捉え方については理解ができました。ただ、相談をするご本人やご家族等が一次相談で解決ができない場合、二次、三次と行くときに、相談支援を受けた人が、“次に回された。”と感じない対応が大事だと思います。そういう意味では、きちんと連携して対応していくということが伝わるのが大事だと思ったことが一点です。もう一つは、資料1の一番下のところに、各事業所の主な役割・機能というところで、基幹相談支援センターがスーパーバイズ機能で“困難ケースに対して、事業所を支援します”ということが書かれています。とても大事なことだと思っておりますが、この“困難ケース”これも支援者から見た呼び方だと思いますが、少し客観的に見るとすれば、多問題を抱えておられるとか、複合的な問題で、一つの支援というか、制度や一つの機関では対応が難しい、ということを示しているのであれば、障がい分野の制度では対応できない、親御さんが高齢でなど、一つの制度や事業所では対応できないとなると、ますます連携が必要になるのですが、その中で、藤沢市としてのこれからの予定や計画をお聞きしたいのですが、社会福祉法の改正の中で重層的支援体制整備事業というのが作られて、ここで正に“制度の狭間をどう支援するか”や“制度を超えたところをどうするか”ということで、包括的支援事業なども位置づけられていて、自治体ごとにどのように計画的に進めていくか、ということが示されていると思いますが、これは、障がいの枠だけで議論することではないので、それこそ、市役所の中の部署も超えて、この辺りのことはどのように議論されているのかということ

と、そこと障がいの部分の基幹相談支援センターの役割にどのように繋がっていくのか。現状、状況が分かりましたらご説明いただきたいと思います。

(石渡代表)

事務局からご回答をお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

困難ケースの文言については、確かに一方的な見方になることが考えられますので、委員のご意見も含めて表現を工夫していきたいと考えます。「回された」と感じないように、ということについてですが、確かに、行ったところで全てが解決できない、次から次となっていけば、相談をしている方はそのような思いを抱いてしまうということは出てくる可能性は否定できないと思います。相談支援部会とは別に、委託の連携会議などがありまして、そういった中で委託の相談員の方々と今年度入ってお話したときに、似たような話題が出まして、そうしたときに、アセスメントの用紙とか、どこに着目して今回のケースは動くべきなのか、ということできっかりと主訴をまとめて、引き継げていけるといいという話は出ております。そうした時に、それぞれの法人で、似たようなアセスメントシートや聞き取りのシートを使っていると思いますが、みんなが納得できる共通のものを使うことで、利用者の方の相談したい部分というのはフォーカスできるのではないかと考えております。その中で、書式の統一化も、その工夫の一つではあると思いますので、それについては、委託の方々と相談をしながら“回された”と感じられないような工夫していきたいと考えています。最後、重層的な体制についてですが、委員がおっしゃる通りです。そのために、総合相談の方々や専門相談も基幹の方もそうですが、特に、今年度スタートした委託の総合相談については、積極的に市民センターや地域包括支援センターと情報交換の機会を持っていただいております。当然、基幹相談支援センターについては、これまでの実績や経験、パイプもございますので、委託の総合相談でも専門相談でも独自に他分野の方々とつながっていく状況はもう既に現場レベルでは作り上げていっていますし、自分たちの情報だけではなかなか解決しきれない状況が出てきたときに、基幹にも相談をしていくという想定はしておりますので、現場レベルのお話をすれば、まずは重層的なところの視点としては、そういったものをもう持っていますとお伝えしていきたいと考えているのと、庁内的には重層的な支援体制について、地域共生社会推進室が中心となって庁内の会議体を持っていただいておりますし、藤沢市として現場のレベルでのより良い形に重層的なところを固めていくための準備の作業として既に連携体制はスタートしております。我々の障がい分野の委託の相談部分ですね。ここは、他機関協働の枠で、庁内的にも認知を受けているところですので、そういった場を通じてよりよい形を作り上げていくために検討を進めているという状況です。

(石渡代表)

高山委員、何か補足はございますか。

(高山代表)

いえ。ありがとうございました。

(石渡代表)

次の報告事項に入らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

本日の報告の部分については、今、画面には計画検討の議事概要をお示ししておりますが、こちらから内容について細かくお話しをしようとは考えておりません。内容としては、会議の結果ですので、読んでいただければ、というところです。計画検討については、今年度、先のプランである「2020きらり ふじさわ」の最終モニタリング年度でございますので、そちらの実績報告と、今年度から動いている計画ですが、作業としては来年度から動く「障がい者プラン2026」のモニタリング指標、それからモニタリング指標に対する考え方についてお話をさせていただいております。そのお話しいただいた結果が、資料3-2と資料3-3になっていきます。これが2020の実績で、一部空欄の部分もございます。理由としては、前半の部分の就労に関する部分ですが、(4)に始まる場所など、“神奈川県調整中”と出ております。先週末も、実は県に電話をしたのですが、「まだまとめきれしていない。」ということであり、数字が上がってきておりません。これ以外の分については、先日の会議の中でほぼ確定ができていくような状況がございますので、この資料3-2、3-3のところでは計画検討委員会としては固められたかと思えます。この協議会については、そのことについてご了承いただければと考えています。こちらの資料3-2をこれから出していきますが、こちらについては、下線部が委員の方々からご意見をいただいて、修正等している部分です。ここは事業番号でいうと25になりますがそういった部分です。なかなか164も事業がございますので、協議会の委員の方々につきましても、全てについて一つずつチェックするというのは大変なことだと思いますので、関心のあるところからご覧いただければと思います。それから、各部会についても、読んでいただければ、という内容で、ただ、重度の障がい者支援部会のところで、委員の方々に協力をしていただいてまとめ上げたものがございまして、その部分については齊藤委員からお話いただけたほうが良いと思いますので、齊藤委員、よろしいでしょうか。

(齊藤副代表)

重度障がい者支援部会の実施報告についてです。資料4-2になります。こちらはずっと書面でやらせていただいている中で、重度部会としましては、全体の学齢の方、成人の方の医ケアの調査とかもやっております、その中でも、いろいろ報告書の中で触れているものもございます。今回特に、災害救助法の一部改正を受けて、要配慮者ですね、避難行動要配慮者の個別避難計画を5年以内に作るという努力義務が課された、ということもございまして、前から重度部会では防災に対する取組をして来たため、特に色々な介助が必要であろうと思われる重度障がい者の方々にプランを作ってみたときに、皆さんで使えるようなものがないか、ということで、今回、もともと藤沢市で作りました安全・安心プランというのがございますが、それを利用して、①と②については、従来の安全・安心プランをほぼそのまま使っております。ただ、①の一番下、“現在受けている支援”にフォーマル支

援・インフォーマル支援という、下のところに災害時の一覧があったのですが、そこを抜き取ってといますか、そこをさらに安全・安心プラン③と④という2ページにわたって作りました。ここの③と④については、個別避難計画に対応するような内容ということで記載をできるようになっています。これが、安全・安心プランをもとに作ったということは、避難をするということだけではなく、避難先や、在宅避難の際にどのような支援が必要なのかということも合わせてわかる資料が作れると思ひまして、これを使わせていただいた、ということです。③について重要なところは、まず、家の近くの誰か協力者というのを見つけなくてはいけないということです。避難する際に公的な機関や事業所の人間がすぐさま対応できるというのはほぼ不可能と思われるので、ご近所・近隣の方での協力者をいかに、確保するか、ということが大きな問題になってきます。その辺のことが、「ちゃんと探してくださいね。」ということで、書くような方向になっています。これをできれば重度部会で内容を揉んでみまして、重度部会としては、更に「医ケアの方、いろんなデバイスが必要な方について、これでは不十分なところがあるな。」という意見があったので、また別途検討を進めていくところですが、全体的に考えると、高齢の方やほかの対象の方にもある程度汎用性があるのではないかとこのところでもとめたものが今回の資料です。これを今回総合支援協議会として承認をいただけましたらば、藤沢市とすると、またできれば市から説明いただければと思ひますが、庁内の障がい者支援課だけではなく、危機管理課や介護保険課など他の課、地域共生社会推進室も含めて、広いジャンルの連携の中でこれを計画をしていく必要がある、ということになると思ひますので、できれば庁内会議でも活用していただき、藤沢市全体でこれをとということでもなくてもいいのですが、こういった動きを加速していきたいということで、提案させていただきたいと思ひております。

(事務局：鎌田主査)

今、齊藤委員がお話していただいたとおりですが、本日こういった形でご提示をさせていただいて、内容を実際に部会で試しに書いていただいて、意見をいただいた結果で今こういった状況です。これが全て完成版ということではないのですが、ある一定といますか、今回、この協議会でご了承いただければ、先ほどお話しした通り、庁内の関係課に、叩き台として協議会発信でこれを出していければと考えております。庁内的にはここまで出来上がっているものはないはずなので、ぜひ、今日ご了承いただければ、その流れに乗せて担当課、例えば福祉総務課や危機管理課に情報提供していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

(石渡代表)

他の部会のご報告等はよろしいですか。

(事務局：鎌田主査)

他の部会については報告を読んでいただければと思ひます。

(石渡代表)

ここまでのお話で何かご意見・ご質問ございますか。沼井委員お願ひします。

(沼井委員)

内容的には落ち度がなく、出来上がっているものと思いますが、これを書くにあたって任意であるかどうかということと、この管理を誰が、どうやって使っていくのかということをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

(石渡委員)

今のご質問について事務局、お答えいただけますか。

(事務局：鎌田主査)

管理については、現状、安全・安心プランだけで考えれば、障がい者支援課で管理はしております。いざという時の大事な計画になっておりますので。あとは我々が情報を持つのと同時に、関係する相談支援の方々ですとか、あとはご本人と直接的に支援をさせていただいている方々も同じ情報をもっているはずですが、ただ、今回追加の情報をもって、たたき台として出していくということについては、障がい者支援課単体だけで考えられるような問題ではなくなってくるので、そこにつきましても、実際この先、災害対策をどうしていくのか、もしこれを元にしていこう、という形になるのであれば、そこも検討の一つだと思っています。

(齊藤副代表)

今のことに関連して追加の説明をさせていただきますが、作成にあたり国が想定しているのは、相談支援専門員や介護支援専門員等の日頃からその方の支援に関わっている方が適当だろうと判断をされているようです。範囲としては、民生委員の方までも対象に考えている部分があります。作成にあたっては、国の大体のざっくりとした予算ですが、1件あたり7000円を相当として考えているというところがあります。結局、普段から福祉的な支援を必要とされている方というのは、ニーズが既にあるという状態で、それが災害時になると更にニーズが増えるということなので、“災害の時だけ”という支援ではなくて、プラスアルファ、こういう状態ならば、ということで全体が分かっている方が適当だろうという判断があるようです。ということで、相談支援専門員が適当かな、というのが国の判断ということです。細かい話については、まだ、具体的なところは示されていないところも含めてありますが、大まかにいうと、そのようにイメージしているようです。

(石渡代表)

事務局、補足をお願いします。

(事務局：鎌田主査)

沼井委員のご質問で抜けていたところがございます、任意かどうか、ということですが、現状、安全・安心プランは任意作成です。この先、この取り扱いについても、恐らく必須化は難しく、任意になる可能性は高いと思っております。

(石渡代表)

齊藤委員、補足をお願いします。

(齊藤委員)

“現状任意”という考え方ですが、災害救助法の決め事によると、作ることが努力義務ということになりましたので、必ずその先は必須になってくるということが想定されると思います。

(石渡代表)

石井委員お願いします。

(石井委員)

この点については、私もお聞きしたいことがありまして、事業所番号72番のところ、“民生委員の障がい者に関わる事例がとても少ない”という記載がありますが、それは、現状を申し上げますと、障がい者の方の情報が民生委員には回ってこない、というところがまずはあります。それと、避難行動要支援・要配慮者の名簿については、障がい者が住んでいらっしゃる方の自治体でしょうか。そこで、情報を共有してよいか、という同意書をいただいた自治会からの情報は、自治会と同じような名簿を民生委員に共有されているということがまずは土台になっていると思います。今の安全・安心プランの中でも、民生委員という名前というのでしょうか、協力者ということになっておりまして、私どもの民生委員協議会の、市の民生委員協議会でも、それについて、いつも話題になるといいますか、検討課題になることなのですが、第一に、その連絡をいただいたときに、民生委員が必ずしも動けない、ということをもまずは皆様に知っていただきたい。というのは、私たちは、自分の担当している地域の要配慮者の方たちをまずは安全確認をするのが第一の目的として、私たちは位置付けられているように、皆様にお伝えをしていると会長からも聞いておりますが、自分の身の回りの担当者の安全確認をしてから、いろんな形の支援をしていくということにしております。重度障がい者の方やいろんな方が、身の回りにいるということが分かっている民生委員は、きっと、それに応えるべく動いていくということにはなるとは思います。なかなか情報開示の点で、私どもがそのリストをいただけないというところがあって、今現在の自治会の同意でそのリストが来ているところが現在では90%以上になっていると伺っておりますが、まだ届いていないところもあり、皆さんがそれを認識しているかどうかは、私どもの中でも、どなたがリストについて知っているのか、ということもきちんと全体の把握はまだできておりません。ただ、地区の会長の方たちは、自治会ではちゃんとできているのだな、とか、自治会の防災対策をきちんとなさっているところの自治会には、私どももそういうところの協力をしていくとは認識しております。ですので、先ほど、支援者の確認もとりながら、安全・安心プランの中に民生委員の名前を入れることになると思いますが、そこら辺の状況も少し認識していただきつつ、プランを作成していただきたいという思いがあります。

(石渡代表)

新城委員、お願いいたします。

(新城委員)

今の件に関係することですが、先週の火曜日、障がい福祉団体連絡会で、この件に関して、障がい者支援課、危機管理課、それから福祉総務室と地域共生社会推進室と意見交換をしました。その中で、避難計画を作成するときに、災害発生時のときにきちっと避難できるような形で計画を作るということは当然必要ですが、しっかりしたものを作るためにも、普段からのいわゆる近所付き合いといった部分が非

常に重要なことだと思っています。そのことに関して、我々福祉団体連絡会からも行政のほうに要望を出しておりますが、いわゆる近所付き合い、これに関して、我々のほうから、普段からなるべく防災訓練に参加するとか、ということで、当然協力をしますが、行政が普段からの、それこそ地域共生ではありませんが、障がい者が地域の中で位置づけられ、あるいは認識されて、一緒に生きていくというような場づくり、環境づくりが非常に重要だと思っています。そういう観点で質問ですが、そのところが行政からはっきりとしたお答えが出ておりません。具体的に言うと、今言った地域の近所付き合いとかも含め、環境づくりの中で行政が果たす役割は、行政が果たす責任はどのようなところなのか、というところが非常に重要と思うところで、それに対して、障がい当事者あるいは家族の人が協力して避難計画を含めた協力をしていく、という体制作りが必要だと思いますが、そのあたりについて、齊藤委員も含めて、行政の立場からの考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

(石渡代表)

西岡委員も今、手を挙げてくださっていますが、関連するでしょうか。

(西岡委員)

私からは、意見になりますが、私自身が車椅子を使用している重度障がいをもっておりますが、まず、一点目としまして、だいぶ前に私も災害時の支援に関する希望という調査を提出した記憶があって、民生委員の方が訪ねて来ていただきましたが、その後はずっと更新していない状況ですので、今回、こういったものを導入して検討をしていく中で、更新頻度をどうするかということをごひ入れていただきたいと思っています。と言いますのも、支援をする者の状況が変わるところもありますので、家族構成なども変わってくると思います。そういったところをいかに定期的に更新するかという点が気になっています。あと、おそらくこれは紙で提出されると思いますが、原本をどこかで管理されるとは思いますが、いざというときにそれを探し出して情報にアクセスするというのが、どこまでできるか、というところも気になりますので、ぜひ、積極的にデジタルで情報管理して、そういう時に情報にアクセスして、支援を必要としている人がすぐに繋がれる、というようなところができるといいと思います。

(石渡代表)

事務局からご回答をお願いいたします。

(事務局：松野主幹)

災害時の行政の支援について、障がいの各団体の皆様、障がい者の個人の皆様にも、各地域で自主防災会が行います、防災訓練等にご参加をいただき、先日行われました津波の避難訓練等にも積極的にご参加いただいていることは、ありがたいことでもありますし、こちらにご参加いただくことで、地域の皆さんが、これは障がいのある方、健常者の方も皆同じですが、どういう方がその町に住んでいるのか、地域にどういう方がいらっしゃるのか、地域がどのように動いているのか、ということをも市民の皆様がご理解いただくというのが非常に大切なことと考えております。それにつきまして、こちらの運営を行います、災害の関係ですと危機管理

課がメインになるのですが、障がい者や健常者の方皆さんにとってどういう形で運営するのが一番いいのかですとか、どのようなことが有効なのかというのは、各課で事業を行っていく中で、現場の状況を見た中で確認をして、良い方向に進めていきたいと考えておりますので、各事業につきまして、危機管理課になるのか、地域のことですと市民センターですとか、また、そこが抱えている交通や防犯、生活環境、色々な団体がありますが、そちらについても、地域の中で皆さん協力して考えていただきたいと思います。もちろんそれについては、各行政の部門が音頭を取りまして協力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。もう一点、個別避難計画の頻度については、以前も障がい者支援課にご質問をいただいた件がございまして、本課のほうから危機管理課に質問をしたことがあるので、ご回答させていただきます。いただいた書類については、基本的には2年、3年という形で危機管理課から更新の「今、何か変化がございしますか。」というご案内の通知を各個人宛にさせていただいていると聞いております。また、それ以外にも、例えば、年度の途中などで内容が変わった場合は、直接危機管理課にご連絡をいただきましたら、更新の書類を送らせていただき、更新していきたい、という形で回答をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

(石渡代表)

そうしますと、更新の時期は2年ごとでしょうか。

(松野主幹)

2年、3年で、状況によって変わると聞いております。

(石渡代表)

わかりました。齊藤委員も地域作りについて、新城委員、ご発言をお願いします。

(新城委員)

質問で、私は藤沢の湘南台に住んで26、7年経ちますが、民生委員と一度も会ったことがなく、要支援者名簿というのも作成したことがありません。私は視覚障がい者ですので白杖を持っていつもウロウロしていますので、私が住んでいるということは、絶対、この辺の方はご存じだと思いますが、要支援者名簿の作成のところで、その流れについて、どのような形で、最終的に危機管理課のところまで行くのか、というところを教えていただければと思います。

(石渡代表)

情報をお分かりの事務局の方がいらっしゃったらお願いします。

(事務局：池田福祉部長)

名簿の作成の流れでございしますが、まず、市から該当する地域の障がいをお持ちの方、また高齢の方等に希望のおはがきを、通知を差し上げます。それから、何を希望されるかというところに丸をつけていただいて、情報をいただきます。いざとなった時に助けていただきたいとか、そういう種類に丸を付けていただいて、市に送り返していただくこととなります。また、その中には、情報公開というところにもチェックをしていただくこととなります。そこで情報を“流していいよ”という許可が得られた方に関しては名簿を作成します。その名簿をどうするかというところ

ろになりますと、自治会のほうでそれを管理できるところが手を挙げていただき、管理できるということに関しては、その地域の名簿を自治会にお渡しをしているということになります。あわせて民生委員さんにもお渡しをしております。ただ、自治会で手を挙げられない場合については、その情報の行き場がないということになってしまいます。少なくとも、市民センター・公民館ではその情報は持つてはおりますが、実際助けに行くことがなかなかできないという課題がございます。それと、先ほど新城委員から大変素晴らしいご提案がございまして、地域の近所の付き合い、これが一番大事だというお話がございました。ここからは、部長というよりも防災士として申し上げたいと思っておりますが、まさにそこは究極のところだと思います。藤沢市の自治会の加入率は今現在75%を切っておりまして、最近の正確な数字は分かりかねますが、70%に近い状況になっているかと思っております。都心部のほうは既に50%を切っているところもございます。また、先ほど民生委員さんのお話が出ましたが、災害のときに民生委員さんが皆さん無事で助けに行けるとは限りません。今回の個別支援計画を作ることになりますが、その時に想定されている支援者が被災しないとも限りません。なので、まず大切なことは、被災するのではなくて、助けてもらう側ではなくて、助ける側に何とか回れるような、日頃からの対策、これが何よりも大切だと思っております。それと、新城委員のご意見の通りですが、実際、災害が起こった時には、民生委員さんも動けない、というお話がございましたが、当然、行政としても人数も全く足りておりません。そこをカバーできるのは、やはり、近所の付き合いに尽きると思っております。市といたしましても、この近所付き合いということについては、福祉部、また福祉と地域との連携というところで市民自治部も一緒に取組を進めておりますが、また今日もオンライン会議という形になりましたが、コロナの影響で人と人が会うということが非常に難しくなっております。であれば、このオンライン会議のようなことも使って、新たな地域のつながりというのを作っていくことが大切だと思っております。色々なことを行政としても考えておりますが、まずは、最終的に地域の皆様が近所付き合いを作っていただくということになりますので、近隣の皆様とも色々なことを考えながら一つひとつ取り組んでいきたいと思っております。この個別計画のことについては、防災士の資格を取ったのは2007年ですが、その時から検討していて、未だに良い結論が出ていないというのが現状でございます。いきなり最終的な結論は出ないと思っておりますので、一つひとつ作り上げていく、これしかない、と思っております。

(石渡代表)

池田部長というよりは、防災士という資格をお取りになって、いろいろ考えているお立場でお話をいただきました。はい。新城委員。

(新城委員)

このはがきは藤沢市から来るのか、ということと、毎年来るのかということを確認したいです。私は妻と一緒に住んでいますけど、私の妻からそういったはがきがきたという話を二十何年聞いたことがありません。

(池田福祉部長)

先ほどはがきと申し上げましたが、封書で送らせていただいているようです。ただ、先ほど説明漏れがございましたが、自治会が手を挙げなかった時には、その地区にお住まいの方にはその封書を、確認のお手紙が届いていないとのこと。

(新城委員)

そこは大問題ですよ。

(池田福祉部長)

そうですね。ここについては、これから個別支援計画を作っていくにあたりまして、大きな課題であると考えておりますので、また、皆様のご意見をいただきながらここは是非とも改善させていただきたいと考えております。

(新城委員)

自治会が断ったらそこに住んでいる障がい者が避難を受けようという名簿にも載らないというのは大問題なので、行政として、そこは障がい者本人に行き渡るようなことをしてくれないと困ります。早急に検討していただきたいです。

(石渡代表)

ありがとうございます。それから、先ほど、西岡委員からもご質問がありましたが、今のご説明で西岡委員、よろしいでしょうか。

(西岡委員)

はい。私も新城委員と同様、全員が避難計画に載るための確認が行き渡ることが必要だと思うので、しっかりと管理していただければと思います。

(石渡代表)

ありがとうございます。齊藤委員お願いします。

(齊藤委員)

個別避難計画は、この書式に記入すれば終わりという話ではなく、記入するにあたって近所の方含め関係者が登場してこななければいけません。そういう方々を一堂に会した打ち合わせや、実際に避難の行動をとってみるなどの検証をして、問題点を洗い直して、という実際のモニタリングを繰り返していくということが本来必要なものと捉えています。一度に必要な方全員にすぐに行き渡るということは難しいので、5年間という猶予期間がある中で、できるだけ早い時期からモデル事業的なところから始めていただき、徐々に地域を増やしていくということが必要だと思いますので、協力していただける障がい当事者の方や協力的な自治会、というところからスタートになるかと思いますが、そういう具体的な動きをしていき、改めでの地域づくりにもつながっていくと思っています。何かオブザーバーの吉田さんあたりから補足の説明はありますでしょうか。

(事務局：吉田)

ある地域で、このいわゆる避難するときの個別支援計画をもとに、地域で避難訓練をしたりしますと、地域の中で、例えば“車いすの方はどうやって一緒に避難すればいいのだろうか”とか、色々な意見が出てきます。地域を巻き込んで、隣近所の方といかに関係を作るか、ということの一つこれがきっかけになるという使い方

もできると思っております。この法制度はお金がかかる話ですし、誰でもできるというものではないですので、いわゆる研修や記入にあたってのマニュアル作成も同時に進めていかななくてはいけないということも、基幹センターとしては考えているところでございます。

(石渡代表)

行政としても検討の必要性がありますが、とりあえず今日の協議会としては、この検討を障がい者総合支援協議会として実施し、このプランのシートを原案とした避難プランの作成について、他の部局も含めてご検討いただきたい、ということで提出するというのを承認するというにしております。はい。特に反対というご意見も無さそうですので、それでは、まだ本当にこれは案の段階ですので、更にバージョンアップをしていただかないといけないとは思いますが、そのように決定させていただきます。

では次に、報告事項の各専門部会と障がい者計画・障がい福祉計画の結果についての報告という流れで議論をしていたのですが、このことについて、何かご質問とご意見おありの委員の方いらっしゃいますか。ないようですので、次の報告事項の3として、見直し検討の対象事業について、事務局からお願いいたします。

(事務局：相澤補佐)

資料5の見直し検討対象事業について、ご説明させていただきます。この見直し検討対象事業、これまでも何度か議題に上がっておりますが、まず、藤沢市の行財政改革ということで、藤沢市の状況を簡単にご説明させていただきます。資料を読ませていただきますと、藤沢市では、毎年度の予算編成において多額の財源不足が生じており、歳出抑制や歳入確保に取り組む中で、なんとか収支の均衡を図っているという状況にあります。令和3年8月の中期財政見通し、将来予測によると、歳入は人口増加などにより少し回復基調となっておりますが、引き続き扶助費の増加が見込まれることから、効果的な行政運営への転換や歳入確保と歳出抑制策を着実に進めていく必要があります。障がい福祉サービスの利用実績が年々増加傾向にあり、これに伴う歳出も増加しております。これが扶助費の増加ということになるのですが、さらなる障がい福祉サービスの向上を図るため、行財政改革2024の実行プランに位置づけ、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。この実行プランとサブタイトル、テーマに、持続可能な行財政運営を進める、というのがサブタイトルでございます。ですので、今ある制度を持続可能にしていく、ということについて検討を進めるということになります。昨年度も計画検討委員会、支援協議会があった中で、あまりこれについて触れられなかったもので、今回、最近の状況ということで、1にあります通り、2021の8月30日に開催されました、行革等特別委員会の報告をさせていただきたいと思います。主な意見は記載のとおりですが少し説明させていただきますと、障がい者支援課の所管事業が4つございます。資料には、ここには列記をしておりますが、資料の6ページ、7ページ、8ページに記載がされています。それと、もう一つ、福祉タクシー助成事業というのがございまして、それが4つございました。その4つの心身障がい者介護手当、障がい者

福祉手当、障がい者等医療助成費、障がい者等福祉タクシーの4つのうち、障がい者福祉タクシー助成事業費については、令和3年度から券面の額を一律400円といたしました。今後もより利用しやすい制度として継続していく、ということで、この8月30日には、行財政改革、令和2年度で完結している2020というのをごさいましたが、その中で見直しを完了しております。残りの3つです。お手元の6、7、8にごさいます、この見直し検討対象事業については、引き続き2024で検討を進めてまいりたいと思います。次に、これに対する意見はそちらに書いてある通りです。主なものは、下の丸の部分です。「障がい者の3事業について、見直し検討から外すべきでは。」というようなご意見がごさいました。これに対しましては、障がい者が増加していることに伴いまして、障がい者施策事業費というのが、もう少し後ほど詳しくご説明しますが、増大している状況がごさいます。厳しい財政状況のもと、限られた財源の中で障がい者施策事業を持続可能なものとするためにも、事業費の増大を少しでも抑制するということが重要な取り組みということも、私ども障がい者支援課としても考えておりますので、検討を継続していく必要があると8月30日にも回答させていただきました。次に、厚生環境常任委員会ということで、9月7日に開催されましたが、この場では、このうちの一つの重度障がい者医療費助成、いわゆる、私どもが言うところのマル障と言っているところです。それにつきまして、陳情が腎友会から提出されております。どういうことかといいますと、令和4年度における、重度障がい者医療費助成制度継続についての陳情というのが提出されまして、これに対して審議の結果、趣旨了承とされた、というものです。資料を共有しているのが陳情書になります。これに対して、結果的には趣旨了承となっております、令和4年度も従来と同じあり方で制度を続ける、ということになりましたが、この場では、制度を存続するということができるように、ということで、質問が寄せられております。主に腎友会から、人工透析を受ける方からの陳情でしたので、これにつきましての議論でしたが、保健所にある健康医療部と協力して、予防の重要性を周知してほしい、ですとか、ということがあった中で、私どもとしましても、他の公費負担制度があり、障がい者医療費助成と他の公費負担制度、具体的には自立支援医療更生医療というものですが、そちらとの併用を進めることで歳出抑制策を進めることができるのではないかとご意見をいただいております。この障がい者医療費助成は、保険診療の対象となる受信の自己負担分を負担するという制度になりますが、自立支援医療更生医療というのは、その対象となる障がいの受診に関しまして、自己負担分が原則1割という上限が設けられ、かつ、上限額が2500円から10000円までに抑制できる、という制度になっていて、これを今ある医療費助成と併せてお使いいただくことで、自己負担額の抑制を図ることができるため、歳出抑制につながります。それについては、市民の皆様にご協力をいただきながら、この更生医療というのを利用していただくための手続きをしていただくということ必要になるのですが、そういった取組をしてまいりたいということで、お話をしています。また、「扶助費の増加要因は何か。」ということでご意見をいただいたところで、障がい者医療費助成の扶助費が増加して

いる要因については、端的に言ってしまうと、“対象者が増加したこと”というのが単純な理由です。もともと県から補助金をいただいている、一部補助金をもらいながら運営をしているところですが、その補助金の対象の見直しを県のほうが行って、“65歳以上の新規認定者は対象外とする”という年齢制限と、所得制限を導入されています。これが平成20年です。これにより、補助金の金額が一定であるのに対し、受給者が増加しているため、市が負担すべきお金、歳出が、扶助費が増えている、というのが実情ですという説明をさせていただいております。では、具体的に、今度6、7、8のページのところでご説明したいのですが、まず、それぞれ3つを簡単に説明させていただきたいと思います。これは個別見直し票の中で下線が引いてあるところというのがございます。具体的には、この介護手当で言うと、見直しに向けた検討内容と今後の取組と方向性というところの部分です。この大前提といたしまして、この3事業の見直しについては、総合支援協議会、それから委員会、関係団体の皆様からの意見をお伺いしながら、本市の障がい者施策の中で総合的に判断するとともに、この実施時期については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ検討していく、としております。この3事業いずれも共通となりますが、具体的にその変更がされている箇所について簡単に説明をさせていただきますと、まず、介護手当ですが、この手当は、重度心身障がい児者の介護をしている方への手当となります。地域の特性や利用者の状況に応じてサービスの向上の拡充に努めるとともに、本事業の今後の在り方を検討してまいりましたが、兼ねてから福祉団体連絡会からもご意見をいただいている通り、湘南東部障がい福祉圏域に心身障がい児者の入所施設がないことから、神奈川県に施設の設置について単独要望を継続して出しています。これに対し、県は、医療型短期入所事業所の開設支援や、医療的ケアの必要な方を対象とするグループホームや日中活動の場の設置を促進していく、との方針を示しております。本市もこの方針の通り、障がい福祉サービスの充実を図ってまいりましたが、今後、今年度は、この手当の受給世帯で障がい福祉サービスを受給していない世帯を確認し、その福祉サービスの制度の案内や周知を図ってまいりたいと考えております。という点がこの下線の部分の説明になります。

次に、時間がないので飛ばさせていただいて、障がい者福祉手当ですね。7ページにつきましてご説明させていただきますと、こちらは、月4000円を対象の方にお支払いしている、というものになりますが、今後の取組と方向性の一番下のところに4番になりますが、下線がございます。ここに書いてある内容を簡単にお話していきますと、新たに記載している内容としまして、65歳以上の支給対象者にかかる経過措置というのを廃止していきたい、ということです。による歳出削減を図ると記載しておりますが、これは、平成18年10月1日に介護保険制度の充実により、高齢者施策が円滑に提供されていること等に鑑み、新たな65歳以上の障がい者については、対象から除くことになりました。その際、経過措置として、改正前の支給対象者については、市民税が本人非課税であれば65歳以上であれば支給対象として現在も支給されている、という経緯がございます。経過措置の開始か

ら既に10年以上となることに加えて、この経過措置の対象者にのみ優遇されており公平性を欠く、との考え方から、公平性をより高めるということを目的に、この経過措置を廃止したいと考えております。

引き続きまして、8ページの障がい者等医療助成費についてです。こちらは、下線が引いてある部分については、4番のところですが、これは同じように、今後の取組と方向性について、障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、関係団体等からの見直しに対する理解を得るため本市の財政状況や他市の状況などを含め丁寧な説明を行っていくというところです。先ほど申し上げた自立支援医療更生医療のことですが、他の公費負担医療制度との併給促進に努め、少しでも多くの歳出削減を図る。と記載をしております。本市の財政状況については、後ほど説明を少しさせていただきます。この併給促進については、皆様の障がい者医療を受けている方のご協力をいただかなければいけないので、こちらから医療機関にも周知を図ってまいりたいと思っております。最後に、本市の財政状況について資料を付けさせていただいておりますが、財政状況については、財政課が作っている資料を抜粋して今回載せております。見ていただくと、扶助費が増大している、というところをご理解いただけるかと思うのですが、予め資料をお渡ししている、今日は時間もないことですので説明を割愛させていただきます。

(石渡代表)

それぞれの委員のお立場から、今の検討の方向性について、ご意見をいただければと思います。どうぞ、村松委員。

(村松委員)

障がい者の医療費助成の削減について、質問と意見ですが、これについては、以前にも私はこの協議会の場で発言をしております。新規65歳以上、県の基準だと年齢制限と所得制限という2つの制限があるとなっていて、県下の市町村で追随しているのは半分くらいで、横浜市とか川崎市とか政令市は、制限を無しにしているわけです。藤沢市は、県基準に追随していくというような方向性を述べられたわけですが、65歳以上の新規障がい者というのは、かなり限られていると考えていますが、どのように、それだけの財政の問題で、そう多くない障がい者を切り捨てるということが必要なのかどうかということですよ。特に、私の所属している、ALSをはじめとする神経難病は、高齢者の年齢から発症して全身まひに至る、という病気が多いです。全体の人口からすれば微々たるものなのでそう人数は多くない訳ですが、経済活動は全くできなくなっていく。そういう中で、難病法の医療費助成というのは2割負担になっているわけです。2割は負担しなければならないというような状況になっています。そういうわけで、高齢になってから発症するのが多い疾病について「これはなしですよ」というのは、あまりにも年齢で切っていくのは、障がい福祉サービスの思想からしたらおかしいと思います。所得とかある程度余裕のある方は別としても、特に全身性の障がいになった場合には、経済活動ができなくなってくるわけですから、相当生活の困窮が予想されるわけです。そういう意味から年齢で切るというのは、障がい者のサービスの思想から言っても、非

常に反するものだというので、私は強く反対したいと思います。

(石渡代表)

ありがとうございます。どうぞ、新城委員。

(新城委員)

65歳以上で新規障がい者ということに関してですが、この制度の合理性はどこにあるのでしょうか。65歳以上になって障がい者になった場合は対象外にしますということの合理的な説明をいただければと思います。以上です。

(石渡代表)

事務局からお願いします。

(事務局：相澤補佐)

県の補助金の基準が皆様ご承知の通り、65歳以上の年齢制限を導入して、かつ所得制限を導入している、ということで、市としましては、65歳以上の年齢制限や所得制限を導入することについての可否についても検討を進めていく、ということで、まずは、歳出削減を図っていくということで、他の公費負担制度についての利用をご協力いただきたいということになりますので、65歳以上の妥当性と今ご質問がございましたが、65歳以上になってから、年齢を重ねてから発症する難病というのがあるということも承知しておりますし、一方で、現状では、日々、新しく医療費助成の対象になる方の年齢構成は、高齢の方の比率が最近は高いというのも実情ではございます。それについて、是非というところに関しましては、現状ではまだ検討段階というところですので、以上です。

(石渡代表)

65歳以上や所得制限というのは、県が出してきた方針で、今のところ、藤沢市としては方向をはっきり打ち出しているわけではないという理解でよろしいわけですね。ただ、今、村松委員や新城委員から「やっぱり65歳以上というのは納得できない」という意見が出たというのを協議会としては、確認をしておくということで、村松委員、新城委員、よろしいでしょうか。

(村松委員)

はい。

(新城委員)

結構です。

(石渡代表)

それでは、事務局で用意していただいた検討事項や報告事項は以上なのですが、ほかに何かある方はいらっしゃいますでしょうか。新城委員お願いします。

(新城委員)

総合支援協議会の委員の増員についてです。これは数年来、私から要求しているものです。どういう要求内容かという、障がい者もしくは障がい者の家族の、いわゆる当事者の参画が私は少ないと思っております。そこから、今、障がい福祉団体連絡会というところから、今は4人ですが、私は視覚障がいについて自分が本人だからそれなりに色々なことを勉強して知っていますが、他の障がいについては、

私は障がい者の専門家ではありませんので、他の障がいについては詳しいことはわかりません。なので、代弁することはできませんので、そういう意味で、障がい当事者の意見、あるいはその家族の意見が協議会の中で反映されるような仕組みがぜひとも必要だと思っております。定員が、一応規定されておりますので、規約の改正というものを伴いますので、当面は、障がい者総合支援協議会はあと1名枠があると思います。この1名を障がい当事者あるいはその家族の枠として次の改選時からぜひとも加えてほしいということと、計画検討委員会のほうも全く同じ理由で、それぞれ、今、視覚障がいの立場では計画検討委員会は誰もいませんが、視覚障がいに関連して色々なところで意見に反映されるということが正直言って不安です。ですので、こちらも、当面増やせるものなら1名とか2名増やしてほしいですし、その定員について再検討していただきたいというのが一つです。

もう一つお願いします。昨年、障がい者雇用のことで総合支援協議会でもお聞きしました。1名の視覚障がい者が採用されたという報告を受けました。今までずっと0だったものが、ようやく1名視覚障がい者から採用されたということで、関係者の方の努力には敬意を表しますが、これから一番大事なことは、採用された視覚障がい者がその能力を發揮して、そして仕事ができる、あるいは定着するということが大事だと思います。そういう意味で、今配置されている職務内容が視覚障がい者にとって適切なのか、あるいは合理的配慮が提供されているのか。あるいは視覚障がい者本人が職務上の疑問があった時に適切に相談できるような先輩とか含め、相談できる仕組みがあるのかが非常に心配しているところです。これは視覚障がいのみではなく他の障がいもそうだと思いますが、特に視覚障がい者が採用されたばかりだということもありますので、今言ったような、職種としてどういう職種で適切なのか、合理的配慮はどうなのか、何かあった時には相談できるような仕組みはあるのか。この辺のことについてお聞きしたいと思います。

(石渡代表)

新城委員、大事なご指摘をありがとうございます。村松委員どうぞ。

(村松委員)

先ほどの資料3-2に関わることで、59番です。介護保険制度対象者の障がい特性に応じた障がい福祉サービスという項目について、“障がい特性に応じたサービスの利用ができるように関係機関等との調整を行っていきます”ということで、この通りでお願いしたいと思いますが、実は、最近、私、サービスの受給の更新がありまして、障がい者支援課にお電話しました。プランについて、セルフプランで今までもやってきたので、今回もいいですね。とお話をしたところ、窓口に出られた方が、「65歳以上の方はケアマネジャーさんのプランだけで結構です。」というような形でパッと言われました。この問題について、以前お話をしたと思いますが、それまで継続的にセルフプランを出してきた者については、ケアマネジャーさんと併用してプランを受け取っていただくことになっていたと認識はしていましたが、課内での共有化はされていないのか、と心配しております。やはり、ケアマネジャーさんのこれから相談に対する期待度というのはありますが、ケアマネジ

チャーさんの障がいの特性に対する理解というのがまだまだの状況だという中で、ケアマネジャーさんのケアプランだけで、障がい特性に応じたサービスの理解まで及んでプラン立てできるのか、というところが今非常に過渡期だと思っています。そういう意味で言うと、これまでずっとセルフプランできた者については、65歳以上になってもケアマネジャープランと一緒に取り上げていただく、ということを経内でも共有化していただきたいと思っております。以上です。

(石渡代表)

今の村松委員のご意見は、課内で今の趣旨を徹底して共有してほしいということで確認をさせていただいたということでもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。新城委員のご意見については、この協議会の委員がまだ25で、ひとつ余裕があるところを当事者の方を入れていただきたい、これは、今の協議会の委員は今年度からスタートして、あと1年と少しあるわけです。次期からの検討で、ということで新城委員よろしいでしょうか。

(新城委員)

結構です。当然、次の改選の時に増やしてほしいということです。

(石渡代表)

ぜひこれは検討していただきたいということで、そういったご意見があったことを確認させていただきました。それから、視覚障がい者の雇用に関しての合理的配慮というようなどころについては、何か事務局でご説明いただけるのか、何か補足でご意見あればお願いします。先に事務局にご説明をいただきます。

(事務局：鎌田主査)

先ほどの視覚障がいのある方のお仕事の環境についてお伝えをします。今現在、その方は事務のお仕事に関わっており、例えば、庁内で使っているノートパソコンでは見づらいため大きなモニターを用意しています。また、音声環境があったほうが良いということで、市のネットワークセキュリティの範囲内で可能な限り整えております。更に、ご本人がお持ちの拡大鏡を持ち込み、お仕事に使っております。また、執務室内の通路には絶対に荷物を置かないことも徹底しています。コロナ禍ですので、机につけている透明なパーテーションが見づらい状況があるため、輪郭がわかるように、濃い色で縁取りをしてご本人がぶつからないように工夫をしているということです。更に、電話の取次ぎについては、すぐに周りにいる職員がお手伝いをして取り次ぐよう工夫もしているそうです。事務局からは以上です。

(新城委員)

神奈川県で視覚障がい者が雇用された場合、ほぼ、職場介助者、ワーカーアシスタントあるいはヒューマンアシスタントといいますが、週何時間かつけて、普段なかなかできにくいような、読みにくい資料などを、あるいは色々ことを介助してもらうことがあります。この職場介助者の導入は考えていないのでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

そこについては確認をします。

(新城委員)

逆に、なるべくそういうようなものを使って、職場定着、そして仕事がきちっと遂行できるような形、その環境づくりをぜひお願いしたいと思います。

(事務局：鎌田主査)

職員課に確認をしたことを私は述べておりますが、お仕事そのものは遂行できている状況はあります。ご本人の必要に応じてという部分で、今私が述べたような環境の設定で今は上手くいっているそうです。この後、ご本人の状況がどう変化するかによっては、今委員がおっしゃるようなことも必要になってくるかと思えます。

(新城委員)

お言葉ではありますが、職場の上司が聞くのと、正直言って違うと思えます。なので、それは例えば職員課との話し合いの場みたいなものを私が別途要請していますので、そこでやれということであればやりますけども。

やはり必要な先ほどの相談ということも含めて、特にしばらく視覚障がい雇用をやっていないので、かなり慎重に私は進めてもらいたいと思っています。

(事務局：鎌田主査)

委員と直接、職員課で何かをしてください、という趣旨でお話をしているわけではないので、もし誤解を生じるようなお話であればお詫びします。今、委員からお聞きしていることは、職員課にお伝えしますので、よろしくお願ひいたします。

(新城委員)

職員課に対して、障がい者雇用に関する要望を出していますので、その場でお話をする、という意味です。

(事務局：鎌田主査)

はい。わかりました。

(石渡代表)

こういう場合は、当事者の方のご意見を色々参考にしていただきたいと思いますので、色々情報を提供していただきたいと思います。他に、ご意見ございますか。形式は問わないということですので、ご発言できなかった方、事務局にメール等でお伝えいただければと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局：須藤参事)

委員の皆様、本日は限られた時間の中で、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今日のお話の中で、個別支援計画等については、現状は一定の課題があるということも明らかになりましたので、今後、関係部局等含めていろいろと検討していきたいと思っています。また、行革の見直し検討事業については、障がい者支援課としましては、基本的に限られた財源の中で、どのようにこの制度を持続可能なものにしていくか、継続することができるかという視点で今後も検討を進めてまいりたいと思っていますので、また引き続きご意見等よろしくお願ひいたします。それでは、これもちまして、第3回の藤沢市障がい者総合支援協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。次回は、年明けの1月24日月曜日、時間は本日と同じ9：30からとなりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

閉会